

令和6年3月27日

各所属長殿

長野県警察本部長

証拠物件の合理的かつ適正な管理等について（通達）

証拠物件の保管等については、「証拠物件管理要綱の制定について」（令和6年3月26日例規第10号。以下「例規」という。）に定めるもののほか、「証拠物件の適正な取扱い及び保管の徹底について」（令和5年3月24日付け刑企64号。以下「旧通達」という。）に基づき適正な取扱いを実施しているところであるが、引き続き、下記の事項を推進し、証拠物件の合理的かつ適正な管理を徹底されたい。

なお、本通達の実施に伴い旧通達は廃止する。

記

1 特異な証拠物件に関する留意事項

(1) 遺留資料

ア 手続の適正確保

事件現場やその周辺に遺留された資料（以下「遺留資料」という。）を発見した場合には、原則としてこれを直ちに差押え、任意提出、又は遺留領置の手続により押収し、証拠化すること。

また、遺留資料の中には、たばこの吸い殻、ちり紙、毛髪、残燃物等（以下「たばこの吸い殻等」という。）の無主物かつ無価値物であって、事件現場等では事件との関連性や証拠価値の有無が明らかでないものがあるが、このような証拠資料についても、可能な限り速やかに証拠化すること。

イ 適正な収集及び保存

客観証拠の証明力を公判において的確に立証するためには、資料の収集及び保存を適正に行うとともに、その状況を記録することが必要であるところ、遺留資料を収集する際には、遺留状況や採取状況を写真撮影等により記録するとともに、紛失、滅失、盗難、毀損、変質、変形、混合、汚染又は散逸（以下「紛失等」という。）の防止措置を講じ、例規に基づいた適正な保管・管理を徹底すること。

ウ 遺留領置を差し控えるべき場合

たばこの吸い殻等、その物件が客観的に無価値と認められる物件であっても、被疑者その他の者の居宅敷地内に存在するなどして、被疑者等が所有権の侵害等を主張することが想定される場合には、遺留領置は控え、可能な限り、令状による差押えを行い、又は任意提出を受けること。

エ 検察官との早期かつ的確な情報共有

証拠化した遺留資料については、検察官と早期かつ的確に情報共有を行うよう努めること。特に、裁判員裁判対象事件及び社会的反響の大きい事件に関しては、検察官とより一層緊密に連携し、遺留資料及びこれに関する捜査資料について、適時適切に検察官に通知した上で、必要に応じ、それらの送致、廃棄、還付等の措置について協議すること。

(2) DNA型鑑定資料

ア DNA型鑑定資料の保管に当たっては、鑑定の有無にかかわらず、冷凍し、又は乾燥させるなど適切な方法により、その変質を防止するなど、証拠価値を保全するとともに汚染防止及び同一性の確保に配慮すること。

イ DNA型鑑定資料は、次のとおり解凍を確実に防止すること。

(ア) 停電等の異状が発生した場合には、復旧見込み時間に応じて、非常用電源や可搬式発電機等を使用すること。

(イ) 鑑定嘱託等のためDNA型鑑定資料の仮出し等を行う場合には、長期間常温下に置かれないよう保冷バッグ等を用いて保管、運搬すること。

(3) 電磁的記録媒体及び端末装置

ア 押収時

(ア) 電磁的記録媒体及び端末装置（以下「電磁的記録媒体等」という。）に係る押収については、必要な電磁的記録が記録されている電磁的記録媒体等を押収する場合と、必要な電磁的記録を別の電磁的記録媒体に複製してこれを押収する場合とが考えられるが、単に現存するファイルの確認ができれば良いのか、削除ファイルの復元も必要になり得るのかなど、捜査上の必要に応じた適切な押収方法を選択すること。

(イ) ファイルの更新日時等が証拠となることもあることから、押収現場において、端末装置の操作等をした場合は、その状況を捜査報告書等で明らかにすること。

また、その際には、情報技術解析部門と連携するなど、電磁的記録の慎重な取扱いに努めること。

(ウ) 周辺機器と接続された端末装置等を押収する際には、解析時に押収時の状況を再現できるように、接続状況等を明らかにする図面の作成や写真撮影等を行うこと。

イ 解析時

(ア) 押収した電磁的記録媒体に記録されている電磁的記録が改変、消去等されることを防ぐため、複製した電磁的記録を対象として解析を行うこと。

ただし、電磁的記録の複製が困難であり、押収した電磁的記録媒体に記録されている電磁的記録を直接解析する場合は、書き込み防止装置を使用するなど解析対象物への書き込みを防止する措置を講じた後、解析を行うこと。

なお、押収した電磁的記録媒体に当該措置を講ずることができない場合は、端末装置の操作等に係る状況を捜査報告書等で明らかにすること。

(イ) 削除ファイルの復元等、解析に高度な技術が伴う場合には、情報技術解析部門に依頼するなど、証拠価値を損なうことのないよう配慮して解析を行うこと。

ウ 保管時

電磁的記録媒体及び端末装置は、外的要因による故障、電磁的記録の消失等のおそれがあることから、保管する電磁的記録媒体等の特性に応じ、日光や磁気、高温等を避けるなどの措置を講じて適切に保管すること。

(4) 運搬又は保管に不便な証拠物件

運搬又は保管に不便な証拠物件について、保管設備や一括保管により保管せず、刑事訴訟法第121条等に基づき、看守者を置き、又は所有者その他の者に承諾を得て保管させるときは、

盗難、滅失等を防止させるため、相当な保管方法を執るよう依頼し、できる限り保管請書（司法警察職員捜査書類基本書式例様式第39号）を徴すること。

2 捜査上留置の必要がない証拠物件の処分の検討等

(1) 捜査上留置の必要がない証拠物件の処分検討

検察官に送致前の証拠物件のうち、事件と関連性がない、又はその証拠としての性質や証拠価値に鑑み、捜査若しくは公判において証拠として利用できる見込みがないなどの理由により、捜査上留置の必要がないことが明らかであると認められるものについては、必要に応じ、検察官に対し、捜査上留置の必要がないことの判断に齟齬がないことを確認の上、以下の処分を検討すること。

ア 早期還付

押収物の還付を受けるべき者が判明している場合には、刑事訴訟法第222条第1項において準用する同法第123条第1項及び第124条第1項の規定により、還付を受けるべき者を十分に確認の上、早期の還付を検討すること。

イ 還付公告

押収物の還付を受けるべき者の所在が判明していないため、又はその他の事由によって、その物を還付することができない場合には、刑事訴訟法第499条の規定による還付公告及びその後の処分（公売、廃棄等）を実施すること。

ウ 無主物かつ無価値物の廃棄

正当な権原を有する者が所有権を放棄したこと等により無主物かつ無価値物であることが明らかなる場合又は事件現場等の状況から明らかに無主物かつ無価値物と認められる場合には、警察において押収物を廃棄することが可能であるため、警察本部長又は警察署長から必要な指揮を受け、証拠物件保存簿等にその経過を確実に記録した上で廃棄すること。

(2) その他の証拠物件の保管負担の軽減に向けた措置

前記(1)のほか、検察官から証拠物件の保管委託を受け、警察において証拠物件を保管している場合には、検察官との連絡を密にし、必要に応じ、捜査上及び公判対策上留置の必要がある証拠物件であるか否か等に関する検討を促し、証拠物件の早期処分を働きかけること。

(3) 証拠物件の処分経過の記録化

前記(1)により処分を行う証拠物件については、物の存在、形状等について疑義が生じないよう、当該処分に当たり、写真撮影等により記録するよう努めること。

担 当：刑事企画課（指導第一係）